



清須市

議会だより

No.78

令和7年
6月 定例会

令和7年8月1日

発行:愛知県清須市議会

編集:議会広報特別委員会

〒452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地

TEL 052-400-2911 FAX 052-400-2933



TOPICS

常任委員会の審査報告	2
議員13名の一般質問	3
議決結果	10
議案質疑	10
意見書	11
市に望むこと	12

令和7年7月7日に市制20周年
スカイランタンイベントが
開催されました

市議会について、詳細情報はここから。



市ホームページ



市議会の録画配信

委員会の 審査から

議案などは、各常任委員会に付託され、慎重に審査されます。
その経過と結果について、6月26日の本会議で各委員長から報告がありました。
ここでは、その概要をお伝えします。

Q…委員の質問 A…市の答弁

委員の質問 Q & A 市の答弁

建設文教常任委員会

建設部、水道事業、教育委員会の所管に関する事項

委員 構成

委員長 土本千亜紀 浅井 泰三 伊藤 嘉起 高橋 哲生
副委員長 野々部 享 大塚 祥之 富田 雄二

6月17日に委員会を開催し、付託議案の審査を行いました。採決の結果は、全議案とも全員賛成により可決すべきものと決しました。

以下が、主な審査した内容です。

令和7年度一般会計補正予算（第1号）案 歳出

Q校内教育支援センターとふれあい教室の違いは。

A校内教育支援センターは、学校に登校することはできるが、自分の教室に入ることが難しいときや少し気持ちを落ち着かせたいときに利用できる校内の空き教室等を利用し

たスペースのことです。ふれあい教室は、学校に足が向かない児童生徒のための居場所のことです。

Q第3次総合計画で、令和16年度までに全小中学校に校内教育支援センターを設置する計画になっているが、前倒しで進められないのか。

Aできるだけ早期に全小中学校に配置したいと考えています。

水道事業給水条例の一部を改正する条例案

令和7年度水道事業会計補正予算（第1号）案

総務常任委員会

企画部、総務部、危機管理部、会計課、監査委員の所管に関する事項、他の常任委員会の所管に属さない事項

委員 構成

委員長 齊藤紗綾香 成田 義之 久野 茂 岡山 克彦
副委員長 小崎 進一 飛永 勝次 伊藤 奈美

6月18日に委員会を開催し、付託議案の審査を行いました。採決の結果は、全議案とも全員賛成により可決すべきものと決しました。

以下が、主な審査した内容です。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

Q施行期日が公布の日となっているが、来月予定されている参議院議員通常選挙と市長選挙から適用されるのか。

A来月予定されている選挙からの適用を予定しています。

令和7年度一般会計補正予算（第1号）案 歳入

Q補正後の財政調整基金残高が約11億9,000万円となっているが、今後の見通しはどうか。

A年度末の残高が20億円を下回ることのないよう、令和7年度においても、令和6年度決算剰余金等を活用し、同水準の基金残高が確保できると見込んでいます。

Q災害派遣市町村職員給与等負担金の内容は。

A石川県珠洲市へ派遣している職員の着任に係る旅費等です。

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書（案）

動産の取得

Q入札に参加した業者の数は。

A1者のみです。

福祉常任委員会

市民環境部、健康福祉部の所管に関する事項

委員 構成

委員長 浅妻奈々子 天野 武藏 加藤 光則 松川 秀康
副委員長 林 真子 山内 徳彦 松岡 繁知

6月19日に委員会を開催し、付託議案の審査を行いました。採決の結果は、全議案とも全員賛成により可決すべきものと決しました。

以下が、主な審査した内容です。

令和7年度一般会計補正予算（第1号）案 歳入

Q国庫補助金の増額補正の内容は。

A生活保護システムの生活扶助基準見直し等の改修及び障害福祉システムのサービスコード修正に伴う改修費用などの補助金です。

Q生活扶助基準見直しの内容は。

A世帯員一人当たり1,500円の特例的な加算及び年齢区分に応じた月額増額の増額です。

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）

Q意見書（案）の要望項目にある仕組みを作るためには、個人情報保護法などの観点から慎重な検討が必要だと考えるが、法的根拠と現行の枠組みで対応可能か。また、他自治体で制定された条例等は、法的に適切で、その効果は。

A法的根拠としては十分であると捉えていないため、国に法的枠組みの構築を求めています。また、公開されている大阪府の条例の運用状況を見る限り、適切な運用がなされ、一定の抑制効果があると認識できます。

歳出



みなさまの声を市政に

一般質問

一般質問の様子は録画配信でもご覧いただけます。
(今回の定例会は、議事堂改修に伴い音声のみの配信となります。)



一般質問とは、議案とは関係なく市政全般について、執行機関である市に対し、事務の執行状況や方針等について報告や説明を求めたり、疑問をただしたりすることをいいます。

今定例会では、6月10・11日の2日間、13名の議員が一般質問を行いました。
ここでは、その質問と答弁の概要をお伝えします。(傍聴者10名)



働く女性への 支援拡充

齊藤 紗綾香 議員

Q 少子化が深刻化する中、国の制定した女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法をもとに、自治体は働く女性への環境整備に努めてきました。しかし、その法案を10年延長するという議論になっている一因に、子どもの成長に伴って変化する負担に対応できていない現状があると思われます。

国の抜本的改革を待つのでなく、本市主体で多様な支援策を積極的に導入することで「清須こども・はぐくみ宣言」の効果的な成果が期待できると思い、伺います。

①本市における「働く女性」への支援制度について

②家事代行サービスの利用補助・助成等を検

討する考えについて

A ①生涯学習課では、男女共同参画の推進を担当しているものの、働く女性への直接的な支援は行っていないが、各協力団体と連携し、固定的な男女の役割分担意識の解消や男女平等意識の醸成を図るための取組を、今後も継続していきます。

②妊娠届出時に実施しているアンケートでは、就業している人の割合は年々増加しています。時代の変化に伴い、以前に比べ家事を夫婦で協力している人たちは増えていると感じていますが、その状況は夫婦により異なり、男性に比べて女性の家事・育児・介護時間が長い現状ではあるため、生涯学習課が行う講演会や母子手帳交付時に家事協力の啓発を進めていくとともに、女性の家事負担やそれに対するニーズの把握に努め、安心して働き続けるための方法や支援を考えていきます。

その他の質問

●地域猫活動の進捗について





土田・上条地区の 土地開発事業の 動向や課題

久野 茂 議員

Q 市は、第3次総合計画や都市計画マスタープランにおいて、土田・上条地区を工業ゾーンと位置付け、一体的な開発誘導がなされるよう「清須市土田上条地区まちづくりガイドライン」を策定しましたが、開発に当たっては、市民が働ける環境整備や地域に配慮した治水対策を行う必要があります。

そこで、以下お伺いします。

- ①早期事業化に向けた課題と対応策について
- ②土田上条地区まちづくりガイドライン策定の目的について

A ①課題としては、地権者全員の合意形成や地域に配慮した治水対策などがあり、土田・上条地区まちづくり協議会と連携し、令和7年

秋頃をめどに地権者の合意形成が図られるように努めます。また、治水対策として、開発事業者へ法令以上の対策を求めるとともに、立地する企業にも対策を要請した上で、市としても何らかの支援策を検討していきます。

②小規模な開発を抑制し、秩序ある大規模開発を進めるために策定したものです。

開発事業者等から市への土地利用計画の提案の際は、区域面積が20ha以上の一団の土地であること、対象区域が土田・上条両地区の一体的な区域であることなどを要件としています。



土田・上条地区



旧西枇杷島庁舎等 除却工事・跡地利用等

伊藤 嘉起 議員

- Q**
- ①跡地利活用の事務の進め方について
 - ②今後のスケジュールについて
 - ③スケジュールの中での市民の参画について
 - ④西枇杷島会館の代替施設建設の考えについて
 - ⑤幼稚園に送迎する保護者用の駐車場の使用期限については、9月末までと伝えているが、それ以降もなるべく利用できるように調整できないか。
 - ⑥西枇杷島資源ステーションの移設整備事業の進捗状況について
 - ⑦アスベスト除去を含め、解体工事のスケジュールについて
 - ⑧10月から閉鎖と聞いている花咲公園の解体工事期間中の利用形態について

A ①副市長を座長に、各部長職参加による旧西枇杷島庁舎等跡地利活用検討会議を開催し、18件の提案が提出されました。

②今年度は18件の提案を始め、コンサルタント事業者が提案する公共施設等を加え、幅広く検討し、利活用案を選定します。令和8年度以降も検討を重ね、清須市の都市機能として相応しい在り方を決定していきます。

③利活用案が決定した際には、設計に入る前に、何らかの方法で市民の方にも参画していただく機会も必要と考えています。

④現時点では、何も決まっていません。

⑤園舎北側・西側の市有地を駐車スペースとして活用したいと考えています。

⑥国道22号線高架下に整備中で、10月から供用を開始します。

⑦解体設計を12月までに完了し、補正予算案等の上程、可決等を経て、令和8年3月議会定例会に工事契約議案を上程する予定です。

⑧現状と同様の公園の利用ができることが望ましいですが、公園利用者の安全を確保することが最優先と考えています。



清洲城周辺整備の 在り方

浅妻 奈々子 議員

Q 今後の清洲城周辺整備について、歴史的資源の活用と観光振興の視点から伺います。

- ①歴史的価値の魅力向上について
- ②多言語対応の案内板について
- ③ユニバーサルデザインの推進について
- ④観光誘客の強化について

A ①復元された清洲城や信長公・濃姫の銅像などをいかし、実際に清洲城があった場所にある清洲公園や清洲古城跡公園などへの誘客も重要です。信長公銅像の損傷は都度修繕を行い、清洲城壘(きょ)碑は経年劣化がみられるため修繕を予定しています。大手橋も橋梁点検の結果を踏まえ対策を進めます。

②現在の多言語対応タブレットは、導入から

15年以上経過しているため、スマホの翻訳機能の普及も踏まえ、旅行会社などの専門家からニーズを聞き取り、不足している点をリサーチした上で、機器更新を検討します。

③天主閣や石碑などの見学は、困難なものが多くあります。今後の施設整備の際は、ユニバーサルデザインを念頭に計画を立てます。

④令和6年度の清洲城入場者数は8万人を超え、外国人観光客の割合も約8%と増加しています。今後はインバウンド需要に対応するため、甲冑や打掛の試着体験を始め、朝日遺跡ミュージアムやキリンビール名古屋工場との連携、ご当地グルメのPRなどを継続します。また、レンタサイクルの貸出を西枇杷島地区にも拡大したので、あわせて多言語対応のMAP作成も検討します。

その他の質問

- 「こども計画」策定と包括的支援体制の構築について



地域猫活動の 現状と課題

林 真子 議員

Q 本市では、本年4月から地域猫活動への支援が開始されました。しかしながら、活動の浸透や無責任な餌やり防止には、更なる施策が求められます。

そこで、見解を伺います。

- ①地域猫活動の登録状況と市が行う支援内容について
- ②広報活動や啓発活動の強化について
- ③無責任な餌やり行為に対する指導や啓発活動を強化するための更なる取組について
- ④ガバメントクラウドファンディングの導入について

A ①現在までに3団体の登録がありました。市が行う支援は、さくらねこ無料不妊手術チ

ケットの交付、登録団体の活動状況の把握、活動の普及啓発、餌やりだけを行う方への指導、地域猫活動説明会への講師派遣などです。

②地域猫活動に対して、市民の理解がまだまだ深まっていないので、今後も周知啓発に一層努めていきます。

③令和5年度に17件、令和6年度も同様に17件の指導を行いました。

これまでは餌やりに加えて、食べ残しの片付け、不妊去勢手術の実施、フン尿の後始末までを行ってもらうよう指導してきましたが、本年度からは地域猫活動への参加を促すような指導も併せて行っています。

④今後、実際の活動が進んでいく中で、見えてくる様々な課題や具体的な状況を把握し、支援の在り方について整理していきます。



その他の質問

- 小中学校におけるタブレット端末の更新に伴う課題



待機児童問題と 保育の民営化

飛永 勝次 議員

Q 本市の年少人口（0～14歳）の伸び率は、全国的にみて顕著でありながらも市民の保育ニーズには対応できているということでした。しかしながら、今年は待機児童が出ており、保育の提供について疑念を感じます。また、保育園を民営化することで国から補助を受けられ、市の財政負担は軽減されます。そこで、伺います。

①待機児童が発生した経緯や今後の対策について

②民営化の推進を視野に入れた今後の保育の在り方について

A ①共働き世帯が増えたことにより3歳未満児の入園希望者が増えたことが主な要因です。

特に1歳児が顕著に増加しています。引き続き保育士の確保と離職防止に努め、小規模保育施設の誘致を進めていきます。

②本年度から国が示す新しい保育士配置基準に基づき、より細やかな保育ができるように取り組んでいます。また、保育園の民営化については、現在、桃栄保育園で進めています。安定した保育の提供を継続維持していくために、第3期子ども子育て支援計画の中で、保護者の皆様からいただいたご意見に応えられるよう保育行政を進めていきます。



その他の質問

- 災害時のドローン活用について
- AIバイアスについて



子宮頸がん予防に 向けた仕組みづくり

土本 千亜紀 議員

Q 将来に向けた子宮頸がん予防の仕組みづくりとして、令和7年度以降のHPVワクチンの定期接種対象者への接種向上に向けた取組について、本市の考えを伺います。

①キャッチアップ世代、昨年度が定期接種最終年度であった高校2年生、今年度が定期接種最終年度である高校1年生の本市の接種率

②昨年度、接種期限を迎えた方への周知

③今年度の高校1年生及び延長措置の対象者への周知

A ①本市のHPVワクチン接種率は、キャッチアップ世代が31.8%、高校2年生が41.6%、高校1年生が32.9%です。

②昨年度は、広報、ホームページへの掲載、

公式LINE、X、各種保健事業での呼びかけ、公共施設等へのポスター掲示やチラシの配布を実施しました。また、HPVワクチン接種や子宮頸がん検診についての講演会を開催しました。

③今年度の高校1年生は、定期接種最終年度となるため、未接種の方に再度、接種の案内通知を行う予定です。延長措置の対象者は、昨年度までに1回目の予防接種が済んでいる方であり、引き続き広報、公式LINE等を活用し、啓発に努めていきます。



その他の質問

- ライフステージに応じた総合的な女性健康相談窓口設置について



プラスチックごみの再資源化

松川 秀康 議員

Q 現在、本市では、硬質プラスチックなどのプラスチック使用製品廃棄物は燃えるごみの扱いとなっていますが、名古屋市では、令和6年度から全てのプラスチック使用製品廃棄物を一括収集し、再資源化に向けて取り組んでいると聞いています。

本市は、再資源化に向けた取組を、いつ頃を目処に進めていく予定ですか。

A 名古屋市に可燃ごみの焼却処理を委託している清須市、北名古屋市、あま市及び豊山町に対しては、令和9年度末までにプラスチック使用製品廃棄物の再資源化に向けた取組を開始することを名古屋市から求められており、その期限までに必要な措置を行うこととしています。

本市では、令和8年4月からプラスチック使用製品廃棄物の再資源化を開始できるよう、現在準備を進めており、令和8年度予算において、プラスチック使用製品廃棄物の分別作業等にかかる人件費の増などによる処理委託費用の増額を見込んでいます。

また、令和8年度の開始に向けて、広報・ホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」での周知を図っていくとともに、令和8年4月号広報には、改訂版の「清須市環境ガイドブック」を折り込みます。



水泳授業の外部委託

山内 徳彦 議員

Q 令和6年の水泳授業は、天候不良や熱中症指数の影響で32%が中止となりました。学習指導要領では、水泳の技能習得などを目的とし、事故防止の心得については必ず取り上げることとされていますが、適切な水泳場の確保が困難な場合、実技は省略可能とされていますが、児童生徒の水泳教育への影響が懸念されます。

近年、学校プールの管理や水泳指導の外部委託が進んでおり、文部科学省も教員の負担軽減と児童生徒の安全確保のため、民間業者への委託などを推奨しています。本市には室内プールが2箇所あり、外部委託が進んでいる学校もありますが、今後更なる水泳授業の外部委託は検討されていますか。

A 基本的には自校のプールで水泳授業を行っていきますが、昨今の記録的な猛暑施設の老朽化、教員の負担軽減を踏まえ、今後、計画的に学校以外のプールへの移行について検討していきたいと考えています。

なお、自校のプールで行う場合の年間費用は清掃委託料、水質検査費、水道代などで約100万円、外部委託する場合は500万円から700万円と試算しており、委託先施設の空き時間が少ないことに加え、送迎方法が課題と考えています。





自治会と自主防災会

浅井 泰三 議員

Q 南海トラフ地震や豪雨災害が懸念されていることから、自治会と自主防災会について伺います。

- ①市制20周年を機に、庄内川JR2鉄橋の架け替え工事の見通しについて市長の決意を
- ②ブロックや自治会で公民館と呼んでいる建物の名称を集会所と統一することについて
- ③行政が、集会所の規則などに関与し、集会所の在り方を統一することについて
- ④集会所の数をブロック・自治会の規模に応じて定めることについて
- ⑤集会所整備費補助金等の制度の見直しについて
- ⑥市政推進委員以外の役員の報酬について

⑦集会所を地域避難所の補完避難所として位置付けることについて

- A**
- ①庄内川整備促進期成同盟を通じて、国土交通省や財務省に対し、引き続き粘り強く要望活動を進めていきます。
 - ②ブロックや自治会で名称を決めているため、変更する予定はありません。
 - ③これまでの在り方・規則などを尊重し、集会所の建設や廃止などを検討する際には、職員を話し合いの場に派遣します。
 - ④公共施設の貸し館を利用しているブロック・自治会もあり、集会所の数を制限する予定はありません。
 - ⑤制度の見直しについては、他自治体の制度を調査・研究します。
 - ⑥自治活動補助金の運営費補助金については、用途に制限を設けておらず、自治会役員への報酬の支出は可能です。
 - ⑦災害の規模などにより指定避難所だけでは不足することも想定されるため、補完避難所として開設することは問題ありません。



ハラスメント防止対策

大塚 祥之 議員

Q 様々な種類のハラスメントがある中、パワハラ、セクハラ、マタハラ、パタハラ、ケアハラは、民法で不法行為と定義されています。また、最近では、カスハラ（カスタマーハラスメント）が社会問題化しており、企業のみならず各自治体、行政も積極的な対策に乗り出しています。本市においても避けては通れない問題であると考え、以下伺います。

- ①職員のカスハラに対応するためのマニュアルの作成や職員研修について
- ②市内民間事業者に対するカスハラ予防に向けた啓発活動について
- ③カスハラ防止条例の制定について

- A**
- ①カスハラを始め様々なクレームに組織として対応できるよう、清須市クレーム対応マニュアルを作成し、対応しています。また、クレーム対応研修等を希望する職員が受講しています。
 - ②カスハラ問題は、国も取組を始め、厚生労働省がカスハラ対策企業マニュアルや対策リーフレットを作成しています。今後、市ホームページや広報などで周知を図るとともに、市商工会を通じて会員にも紹介していきます。
 - ③カスハラ防止条例は、東京都、北海道、群馬県、三重県桑名市や群馬県嬬恋村で制定されています。愛知県においても、6月議会にカスハラ防止条例が提出されますので、今後県の動向を注視していきます。





五条川の河川改修 整備遅延への対応策

加藤 光則 議員

Q 近年、過去に例のない局地的豪雨が毎年のように頻発しており、五条川における河川改修の遅れに対して市民から不安や懸念の声が高まっています。五条川の治水は、市民の生命と財産を守る上で最重要課題です。現在の課題をどのように整理しているのか、また、鉄道・橋梁・水門などの構造的な制約によって事業が進みにくい点について、どのような対応策を講じていくのか伺います。

A 五条川は、急速な都市化と農地等の減少により降雨時の河川への負荷が増大し、水害リスクが高まっています。

特に名鉄名古屋本線の鉄道橋は、五条川の通水断面を半分程度に狭めており、堤防からの

越水や浸水被害のおそれがあることから、鉄道橋の架け替えと川幅の拡張が急務とされています。このため、国と県は協力して鉄道高架化事業を、市はその用地確保のために新清洲駅北土地地区画整理事業を進めています。また、昨年度末には鉄道工事の施工協定が締結され、今年度以降、鉄道仮線工事が開始される予定と聞いています。五条川の治水効果を早期に発現させるため、橋梁部を先行して工事着手されるよう調整していきます。

なお、県の管理河川については原則年1回の草刈りを実施する方針で、樹木の伐木等については通報や河川パトロール等で事象が確認された場合に、予算の範囲内で検討すると聞いています。

五条川
(名鉄名古屋本線
鉄道橋付近)



その他の質問

●SNSを活用した「悪臭」情報収集ツールの導入について



婚活支援と 結婚新生活支援事業

伊藤 奈美 議員

Q 現在、多くの地方自治体で若い世代への婚活支援が行われており、愛知県でも様々な取組がなされています。本市でも令和7年度事業で、本格的に婚活支援事業に取り組むとのこと、その詳細について伺います。

- ①婚活支援事業の具体的な内容と進捗状況
- ②婚活支援事業をこの内容に決めた理由
- ③婚活支援事業から想定する成果と、その先に見据えるビジョン
- ④結婚新生活支援事業への取組の現状

A ①令和7年度は、年2回（9月と11月）の婚活イベントの開催と市公式SNS等を活用した婚活支援情報の発信を行っていきます。婚活イベントの詳細は、現在検討中です。

②第8回市民満足度調査での若い世代への意識調査において、現在結婚していない理由として「良い相手に巡り合わない」という理由が男女共に1位となったため、安心して気軽に参加できる婚活イベントを開催することとしました。

③男女の出会いの場を増やして、今後の婚活、結婚に対して前向きな気持ちを持ってもらえるきっかけとし、将来的に本市への定住に繋がるように検討、実施していきたいと考えています。

④愛知県内では、令和6年度に11の自治体の実施していますが、制度を利用したものの数年で転出される方も多く、廃止を検討する自治体もあるため、引き続き調査研究していきます。

その他の質問

●働き手不足を補うスポットワーク活用の推進について

第1回臨時会で
審議した議案等

第1回臨時会は、5月8日に1日間の会期で開きました。
市長提出議案等の上程・説明があり、採決の結果、監査委員の選任1件を同意、専決処分
した事件3件を承認しました。

第1回 臨時会 議員表決一覧

○…賛成 ×…反対

審議結果と会派・議員名 議 案 等	審議結果	清政会										公明党		無所属								
		成田 義之	久野 茂	伊藤 嘉起	岡山 克彦	野々部 享	小崎 進一	富田 雄二	松岡 繁知	齊藤紗綾香	浅妻奈々子	林 真子	飛永 勝次	土本千亜紀	天野 武藏	浅井 泰三	高橋 哲生	加藤 光則	大塚 祥之	松川 秀康	山内 徳彦	伊藤 奈美
監査委員の選任について(天野 武藏氏)	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
専決処分した事件(税条例の一部を改正する条例)の承認について	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
専決処分した事件(都市計画税条例の一部を改正する条例)の承認について	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
専決処分した事件(国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認について	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※成田義之議長は採決に加わりません。※監査委員の選任については、天野武藏議員は該当議員のため採決に加わりません。

6月定例会で
審議した議案等

定例会は、6月6日から26日までの21日間の会期で開きました。
初日に市長提出議案等と、議員発議による「刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書(案)」、「性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書(案)」が上程・説明されました。諮問案件である人権擁護委員候補者の推薦3件は、同日適任と決し、議案等については、6月13日に質疑が行われた後、各所管の常任委員会に付託しました。
最終日には、それぞれの常任委員会委員長から審査結果が報告され、採決の結果、全議案等を可決しました。

6月 定例会 議員表決一覧

○…賛成 ×…反対

議 案 等	審議結果	清政会											公明党			無所属						
		成田 義之	久野 茂	伊藤 嘉起	岡山 克彦	野々部 享	小崎 進一	松川 秀康	富田 雄二	松岡 繁知	齊藤紗綾香	浅妻奈々子	林 真子	飛永 勝次	土本千亜紀	天野 武藏	浅井 泰三	高橋 哲生	加藤 光則	大塚 祥之	山内 徳彦	伊藤 奈美
人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて(江口 玲子氏)	適任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて(野呂 千賀子氏)	適任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて(平手 ゆり子氏)	適任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水道事業給水条例の一部を改正する条例案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
動産の取得について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
令和7年度一般会計補正予算(第1号)案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度水道事業会計補正予算(第1号)案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書(案)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書(案)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※成田義之議長は採決に加わりません。



◎6月議会定例会に通告があった議案質疑

6月13日に1名の議員が質疑を行いました。

加藤 光則 議員

○議案第34号 水道事業給水条例の一部を改正する条例案

○議案第37号 令和7年度水道事業会計補正予算(第1号)案

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書

えん罪は、無実の者を犯罪者として処罰することである。これは、国家による最大の人権侵害の一つである。

えん罪被害者を出さないような捜査権の行使が必要不可欠であることはもとより、えん罪被害者となった者を速やかに救済する制度の構築も非常に重要である。

ところが、現在の法制度においては、捜査機関が保有する証拠の開示及び利用に関する規定がなく、救済を求める者の再審請求を困難としている。そして、これらの証拠の保管及び保存のルールが不十分であり、無罪を示す証拠が廃棄される危険性もある。

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立が認められていることにより、審理の長期化が引き起こされている。

さらには、再審請求手続に関する規定が整備されておらず、裁判官による審理のばらつきが生じることによる「再審格差」が生じており、再審制度によって救済を求める者の手続保障が十分に確保されていない。

以上の次第であり、国に対し、えん罪被害者の速やかな救済のため、刑事訴訟法における再審に関する規定の改正により、下記の事項を実現するよう要望する。

記

- 1 再審請求手続において、捜査機関が保有する証拠の利用を可能とすることも含め、全面的に開示することを可能とする手続の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止すること
- 3 再審請求手続の審理に関する手続規定を明文化すること
- 4 証拠の保管及び保存のルールを明文化すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月26日

清 須 市 議 会

(提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 宛

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和5年3月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報をもとに、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。
- 2 再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を自治体に提供すること。
- 3 自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月26日

清 須 市 議 会

(提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 厚生労働大臣 宛



西枇杷島小学校

田崎 斗碧

僕が清須市に望むことは、次の二つです。

一つ目は、バスケットゴールやサッカーゴールのある大きな公園を造ってほしいです。僕の学校には、体を動かすことが好きな人や、さまざまなスポーツに興味をもっている人がたくさんいます。僕もバスケットボールをやっているの、スポーツを通して、友達との絆を深めていけるとうれしいです。

二つ目は、街灯を増やしてほしいです。夜、習い事から帰るときに道が暗く、不安になることがあります。道が明るいと、安心して家に帰ることができます。

僕の大好きな清須市をみんなの力で、今以上に活気にあふれ、より安心して暮らすことのできる市にしていきたいです。



清洲東小学校

柴田 莉玖

私が市に望むことは、安全で楽しい公園を増やすことです。

その理由が、二つあります。

一つ目は、小学生の運動の機会が減っているからです。来年度から、小学校の部活動が無くなることで、運動をする機会が減ってしまいます。しかし、思いつき運動がしたいと感じる子どもたちはたくさんいます。多くの公園はボール運動が禁止されていますが、友達と自由に体を動かす場所がほしいです。

二つ目は、老若男女が集う地域のコミュニティの場になるからです。しかし、友達からボールが当たりそうで怖いという声を聞きました。安全に配慮するために、ネットやフェンスで遊び場と広場を分けてほしいです。

誰もが笑顔で過ごせることを願っています。



桃栄小学校

深瀬 遥大

僕は、鳥山明さんの生涯や作品を紹介する記念館の建設を清須市に望みます。

理由は、昨年亡くなってしまった、日本を代表する漫画家の鳥山明さんのことを、より多くの人に知ってもらいたいからです。僕は清須市民として、鳥山明さんがこのまちで生まれ育ったことを誇りに思っています。また、清須市だけでなく世界中に愛されていた鳥山明さんの作品や偉業を、後世に残していきたいと思っています。未来の清須の子どもたちに「こんなすごい人がいたんだよ」と自信をもって伝えていきたいです。

だからこそ、鳥山明さんの生涯や作品を紹介する鳥山明記念館を清須市に造ってほしいと思います。



春日小学校

大橋 ゆめ果

私が清須市に望むことは、地域での交流の場を増やすことです。

最近は近所の人とあまり関わらずに生活することも多く、災害や事件が起きた時、誰に頼ればよいのだろうかと不安を感じます。近く、大地震が起こると予測されています。どのように声をかけ合い、避難すればよいのか不安です。特に高齢の方や新しく引っ越してきた方にとっては、つながりの薄さが大きな不安につながります。

そこで、防災訓練や高齢者訪問、地域のイベントなどを通して、顔の見える関係づくりを進めてほしいです。地域全体で日頃から交流し、顔見知りになれば、異変に気付きやすくなり、より助け合える市になると考えます。

編集後記

新たな広報委員による初めての議会だよりが発行となりました。令和7年は、清須市にとって節目となる市制20周年の年。これを機に、皆さまと次の未来に向けて想いを重ねていく一年になればと願っております。市内外で、20周年を記念した企画や行事が開催され、市民の皆さまとともに清須の魅力を改めて感じ、分かち合える機会となっています。私たち広報委員も、皆さまの声を今まで以上に受け止めながら、もっと議会を身近に感じてもらえるような紙面づくりに取り組んでいきたいと思っています。ぜひ、ご意見・ご感想をお寄せいただきますようお願いいたします。

議会広報特別委員会

委員長

伊藤 奈美

副委員長

小崎 進一

大塚 祥之

土本 千亜紀

山内 徳彦

浅妻 奈々子